

旧庁舎残什器等の収集運搬及び処分業務委託 仕様書

1. 件名

旧庁舎残什器等の収集運搬及び処分業務委託（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

旧庁舎敷地内に集積された什器及び備品等（以下「残什器等」という。）を収集運搬し、適切に処分することを目的とする。

3. 履行場所

奈良県磯城郡田原本町大字八尾 72 番地
旧磯城消防署

4. 履行期間

契約締結日翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

5. 処分対象物

処分対象物は、以下に示すとおりとする。なお、下記に示す残什器等の量は、約 100 立米。

本業務に係る費用の算出にあたっては、現地確認による残什器等の確認とともに、本業務を実施するために必要な費用を全て含むものとする。

※処分対象物の集積配置場所については、別図のとおり。

（1）什器備品等残置物

ロッカー・机・いす・ベッド等

（2）OA 機器

プリンター、PC 用キーボード等

（3）一般家電

洗濯機など

（4）雑品類など

（5）その他

- ・廃プラスチック類
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・紙くず
- ・木くず

- ・繊維くず

6. 業務内容

(1) 受注者は「5. 処分対象物」に示す残什器等を履行期間内に収集運搬し、適切に処分するものとする。

(2) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃掃法」という。）、関係法令の規定に基づき業務を実施すること。

(3) 業務計画書作成

受注者は、契約締結後速やかに次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成のうえ、発注者に提出し発注者の承諾を得ること。

(4) 関係官公署への諸手続き

ア 必要な関係官公署に対する諸手続きは、受注者の責任により遅滞なく行うこと。

イ 関係官公署への諸手続きに係る関係書類は、成果物として編纂し整理すること。

(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

マニフェスト購入に係る費用は受注者の負担とし、事前に必要事項が記載又は印字されたものを発注者に提出すること。

(6) 提出物及び報告について

ア 産業廃棄物の処分に際し、受注者は廃棄が完了した後マニフェストに必要な事項を記載し、発注者へ提出すること。

イ 6. 業務内容（4）イ 関係官公署への諸手続きに係る関係書類

(7) 産業廃棄物処理等の許可証について

本業務の対象となる産業廃棄物に関して、次の事項が確認できる許可証の写し等を提出すること。

ア 廃掃法による許可の区分（収集運搬業、処分業）

①収集運搬実施業者の許可証

②処分業者の許可証

③産業廃棄物の収集運搬、処分を自ら行わない場合には、双方によって締結した業務提携書の写し

イ 取扱いのできる廃棄物の種類に、当委託業務の遂行に必要となる許可品目がすべて含まれていること。

ウ 許可の条件

エ 許可の期限（業務の完了までに期限が切れる場合には、速やかに更新手続き中であることを示す資料の写し等を発注者へ提出すること）

オ 運搬の委託における積み替え又は保管を行う場合は、積み替え又は保管を行

う場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限
カ 処分の委託における処理施設の種類及び処理能力
キ その他、廃掃法等に基づく確認事項の図書

7. 契約及び支払い方法等

- (1) 収集運搬業者・処分業者が同一の場合は、同一の契約を締結することとし、異なる場合は、別々の契約を締結するものとする。そのため、別々の契約を締結する場合、受注者は、契約締結までに速やかに収集運搬業務に係る費用と処分業務に係る費用の内訳明細を提出するものとする。なお、本業務委託の全てに係る費用の請求及び受領については受注者が行うこと。
- (2) 発注者は受注者に対し、本業務完了後、受注者の適法な請求書を受領した日から 30 日以内に受注者が指定する口座に振り込むこととする。

8. 完了条件

上記 6. 業務内容 (1) から (7) の項目を全て完了し、発注者が行う検査、検収に合格することをもって業務の完了とする。

9. 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に委託してはならない。

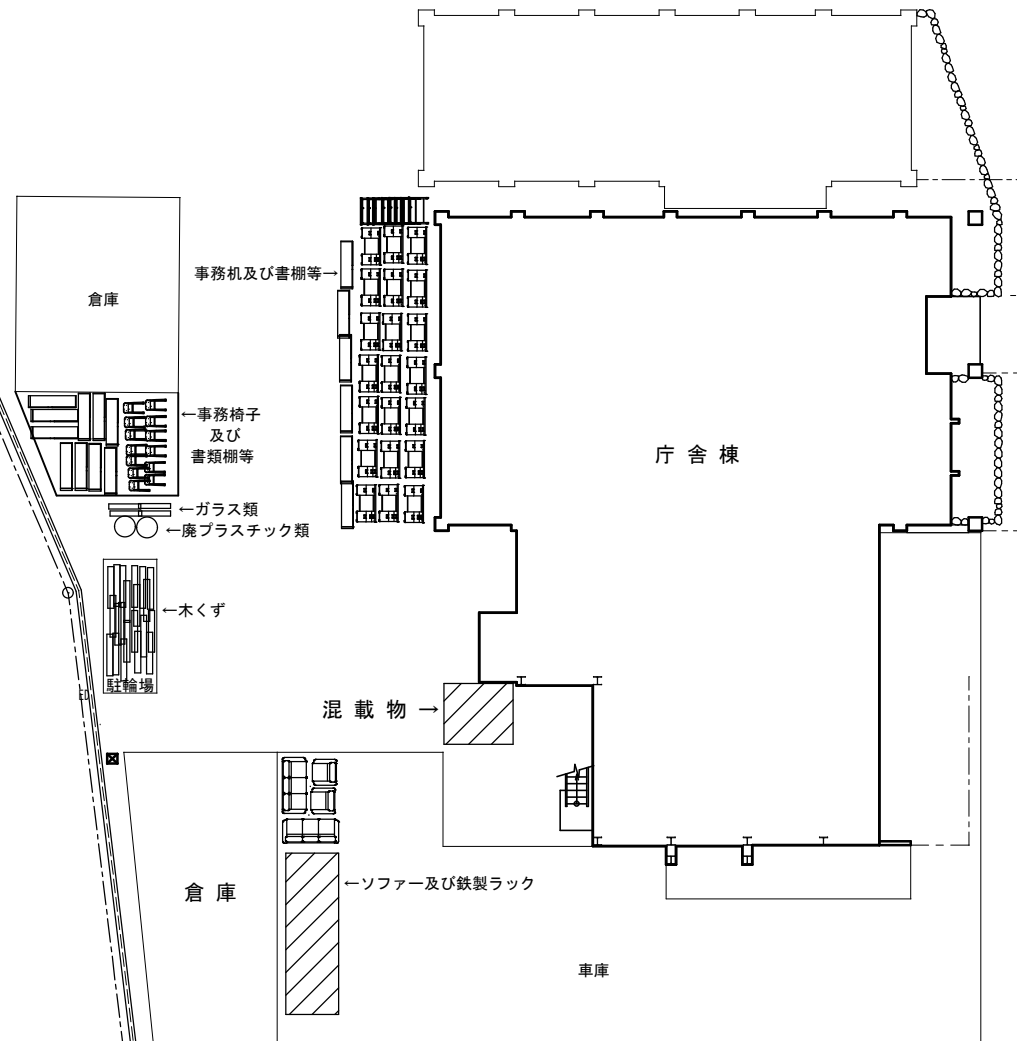
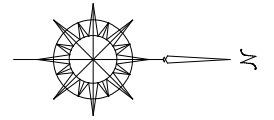
10. 留意事項

- (1) 本業務の実施によって知り得た情報を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。
- (2) 処分対象物は現状勇姿での引渡しとする。
- (3) 本業務にあたり、庁舎施設に破損がない様、保護すること。
なお、受注者の責任により損傷が認められる場合は、発注者の指示に基づき、受注者の責任において原状回復を図ること。
- (4) 集積位置については別図のとおりとし、収集に係る一切の費用は受注者が負担すること。
なお、※特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）（以下「家電リサイクル法」という。）の対象となる特定家庭用機器については、本業務において行うものとする。なお、家電リサイクル法に基づくリサイクル券発行に係る費用は別途請求すること。
- (5) 処分対象物の収集作業にあつては、発注者と作業スケジュール及び運搬ルート
の協議を行うこと。
- (6) 受注者は、搬出作業等の責任者を定め、事故等が発生した場合には、速やかに

発注者に報告すること。

- (7) 本業務において、疑義が生じたときは発注者と協議のうえ、その取扱いを決めることとする。

残什器集積位置図



前面道路
県道